

愛知県新城市農業委員会（地域まるっと中間管理方式の推進）

【農業委員会の体制】（令和2年10月30日任期開始 新制度移行後2期目）

農業委員12名、農地利用最適化推進委員17名、事務局職員9名

1 地区の特徴・状況、課題

○新城市では、中山間地域を多く抱えており、農地に占める田の割合が多く、主食用水稻主体の土地利用型農業が営まれている。また、一部、新城地区、作手地区では、地域の特性を活かした施設園芸が行われている。しかし、農業者の高齢化等により遊休農地が増加傾向にあり、その発生防止・解消と担い手への集積・集約化を進めていくことが急務となっている。

2 課題解決に向けた活動（農地利用の最適化の推進の取組と工夫）

○作手地区菅沼集落では、人・農地プラン実質化のアンケート及び地図をもとに地域の担い手、集落役員、中山間地域等直接支払役員等と市、JA愛知東、農林業公社しんしろ、農業委員会、中間管理機構を交えて話し合いを実施。取組方針として、①中山間地域等直接支払など、守っていく農地を明確化、②①の農地を全て中間管理機構に6年で貸し出す、③自作を希望する農家は権利設定を受けた担い手と特定農作業受委託契約を締結、④機構集積協力金を有効活用するなど合意した。

3 活動の成果と今後の課題

○地区の農地54.3haのうち、38.6haを一括して農地中間管理機構に貸し出し、担い手ごとに集積・集約化して権利設定した。集積割合は、71.1%となっており、新たに担い手に集積された面積も7.7haに上っている。今後に向けては、地域集積協力金を使って新たなほ場整備事業の取組みを検討するとともに、更に「人・農地プラン」の話し合いを継続して実施し集落営農の検討に結び付ける。

